

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）

公告（個別事項）

新図書館等複合施設昇降機設備工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成26年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	新図書館等複合施設昇降機設備工事（債公電第26-8号）
2. 工事場所	高知県高知市追手筋二丁目1番12号
3. 工事内容	新図書館等複合施設の昇降機設備工事
4. 工事概要	建築主体工事（図書館、博物館及び駐車場 S造・SRC造・RC造 9階地下1階 延床面積22,797.25㎡）に係る昇降機設備工事一式
5. 完成期限	平成28年8月15日
6. 予定価格	事後公表
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。
8. 落札方式	事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。
9. 入札手続	高知県電子入札システムで行う。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 平成26年度高知県建設工事競争入札参加資格、経営事項審査における総合評定値等	<p>1 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定される機械器具設置工事において、平成26年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の機械器具設置工事の総合評定値（総合評点）が900点以上のものであること。</p> <p>なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p> <p>2 高知県内に乗用エレベーター及びエスカレーターについての保守管</p>
---	---

	<p>理体制を有する者であること。</p> <p>※保守管理体制を有するとは、この公告日までに高知県内に保守管理の拠点（支店、営業所又は出張所を含む。）があり、高知県内での保守管理の実績があることをいう。</p>
2. 施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>なお、民間工事も施工実績として認める。</p> <p>1 平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。</p> <p>3 最終請負金額（税込み）が1億円以上の昇降機設備工事（乗用エレベーター又はエスカレーターに係るもの）であること。</p>
3. 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資格等	<p>1 機械器具設置工事において、主任技術者又は監理技術者になり得る資格を有する者であること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p>
従事実績	<p>企業要件の施工実績に掲げる工事への従事経験を有する者であること。</p> <p>ただし、受注形態は問わない。</p> <p>なお、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成26年7月30日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	<p>入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。</p> <p>入札情報システム</p> <p>http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/</p> <p>高知県建設管理課ホームページ</p> <p>http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/</p>
2. 設計図書の閲覧方法		電子データ（PDFファイル）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県土木部建設管理課（※第6）へ持参すること。
3. 設計図書等	提出先	高知県教育委員会事務局新図書館整備課

の質疑		送付アドレス E-mail: shintoshokan-seibi@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成26年8月4日(月)午後5時まで
	回答期限	平成26年8月8日(金)
4. 入札書の提出	入札期間	平成26年7月31日(木)から平成26年8月12日(火)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5. 開札予定	日時	平成26年8月13日(水)午前10時から
	場所	高知県土木部建設管理課(※第6)
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県土木部建設管理課(※第6)へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件

(一契約ですべての要件を満たすこと。なお、民間工事も施工実績として認める。)

評価区分	要件
企業の評価	1 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 3 最終請負金額(税込み)が1億円以上の昇降機設備工事(乗用エレベーター又はエスカレーターに係るもの)であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は評価対象としない。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成16年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照	施工実績 3件以上	10点
	施工実績 2件	5点
	施工実績 2件未満	0点
直近の成績評定の最低点(前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0点
	成績評定 65点未満 有	-5点

ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0点
合計	15点 (合計点を5点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事への従事実績の有無 (平成16年度以降)	従事実績 3件以上	10点
	従事実績 2件	5点
	従事実績 2件未満	0点
継続学習制度 (CPD) への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社) 日本技術士会 ・(公社) 日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD 協議会 ・(公社) 土木学会 【注意】 専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
合計	20点(合計点を5点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者に対しては、資料提出は求めず、「良」(満点)として評価する。
	可	2点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	5点	
	可	2点	
	不可	0点	
合計	10点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成 24 年 10 月 17 日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているため、参照のこと。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反する行為により独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第 5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1） 2 企業の評価項目一覧表（様式 5） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 6）
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績（様式 2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式 3）及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について（様式 4）（※該当する場合のみ。） 4 平成 26 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 総合評価方式関係資料 表紙 6 様式 5 の挙証資料（様式 7-1 を含む。） 7 様式 6 の挙証資料（様式 8 を含む。）

第 6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号

高知県土木部建設管理課契約担当

電話 088-823-9813

FAX 088-823-9263

E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
- 3 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 4 平成26年度及び27年度の支払い（前金払い等）については行わない。